

横浜植物防疫所成田支所
植物防疫官 殿

輸入者住所

氏 名

お客様会社住所

お客様会社名
お客様肩書お客様名

臭化メチルくん蒸に関する申出書

当社が下記1の期間、下記2の輸入港に輸入する切り花について、輸入検査の結果、検疫有害動物が発見され不合格となった場合であって、当社が当該切り花について臭化メチルくん蒸の実施を申し出た場合、当該くん蒸により当該切り花に薬害又は品質異常等が生じても一切の異議を申し立てないことを、誓約致します。

なお、植物防疫官からは、臭化メチルくん蒸は薬害を生ずるおそれがあるため、原則として認めておらず、輸入者から特に要望があった場合に例外的に認めるものである旨の指摘を受けており、薬害が発生するおそれがあることは認識しています。

仮に薬害のおそれがあったとしても当社の都合により臭化メチルくん蒸の実施を希望するものであるので申し添えます。

記

1 輸入期間 から 12月31日まで

2 輸入港 成田空港